

【予定価格が500万円以上の建設工事】

発注者として健全な企業経営のもと適正な技術力を保持する企業が、品質の確保、労働災害の防止、元請下請の正常な関係維持の3つの視点から設計図書に基づき必要な価格を決定することが不可欠であることから、最低制限価格は予定価格の7/10以上の範囲で下記の考え方により算定される『工事に伴い最低限必要な費用（P）』とする。ただし、下記の考え方により算定された金額が予定価格の7/10を下回る時は7/10とする。

最低制限価格算出の際の端数処理については、P/1.10値の万円未満を切り捨てるものとする。ただし、その額が予定価格/1.10の7/10を下回る場合は、7/10以上となるようにP/1.10値の万円未満を切り上げるものとする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定するものとする。

$$\text{工事に伴い最低限必要な費用} = P$$

1. 工事区分（一般）

①一般土木工事

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65) \times 1.10$$

②建築工事等

$$\text{【一般】 } P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$$

$$\text{【解体工事】 } P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$$

※建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。

③鋼橋製作・架設工

$$P = \{\text{直接工事費} \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$$

④機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く）

$$P = \{(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$$

⑤電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く）

$$P = \{\text{機器費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{現場管理費} + \text{技術者間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$$

⑥下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

$$P = \{\text{機器費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$$

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

注1) 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

注2) 工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ、これにより難しいときは別途設定し入札の公告（通知）の際に示す。

注3) 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。

注4) 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

注5) 工事に伴い最低限必要な費用（P）の算定については、「スクラップ評価額」は、「P算定式の直接工事費」に含むものとします。

$$\text{「P算定式の直接工事費」} = \text{「設計内訳表の直接工事費計」} + \text{「スクラップ評価額」}$$

2. 工事区分（水道事業）

①一般土木工事等（水道事業及び電気）

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65) \times 1.10$$

※一般土木工事等とは、土木一式工事、舗装工事、塗装工事等、下記②～④を除く工事をいう。

②水管橋製作及び架設工事

$$P = \{\text{直接製作費} \times 0.97 + \text{間接労務費} \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費}) \times 0.9 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$$

③建築工事

【一般】 $P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$

【解体工事】 $P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$

※ 建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずること。

④機械設備、電気設備、通信設備工事（水道事業）

$$P = \{\text{機器費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.10$$

※ 機器費は管弁類・機械等購入費とし、直接工事費は機器費を含まないこと。

注1) 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

注2) 工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ、これにより難しいときは別途設定し入札の公告（通知）の際に示す。

注3) 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

注4) 工事に伴い最低限必要な費用（P）の算定については、「スクラップ評価額」は、「P算定式の直接工事費」を含むものとします。

$$\text{「P算定式の直接工事費」} = \text{「設計内訳表の直接工事費計」} + \text{「スクラップ評価額」}$$

【予定価格が500万円未満の建設工事】

発注者として健全な企業経営のもと適正な技術力を保持する企業が、品質の確保、労働災害の防止、元請下請の正常な関係維持の3つの視点から設計図書に基づき必要な価格を決定することが不可欠であることから、最低制限価格は下記の考え方により算出される「工事に伴い最低必要な費用（P）」とする。

最低制限価格の入札書比較価格算出の際の端数処理については、P/1.10の万円未満を切り捨てるものとする。

①全ての建設工事

$$P = \text{工事価格（予定価格の税抜価格）} \times 0.85 \times 1.10$$

注1) 工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ、これにより難しいときは別途設定し入札の公告（通知）の際に示す。

注2) 上記の考え方により算出される「工事に伴い最低必要な費用（P）」は暫定的な措置とする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月1日から施行する。